

墨田区のお知らせ

2022年  
(令和4年) 1/21ひと、つながる。  
墨田区

# すみだ

◆2面以降の主な内容

- 2面…特別区民税・都民税(住民税)
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割、個人事業者の申告等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

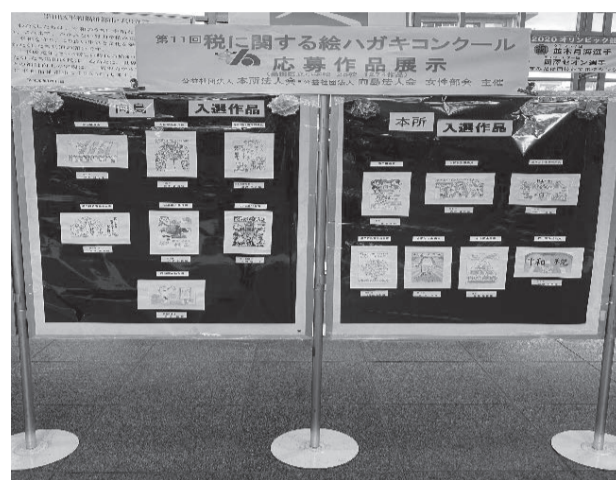
ご注意ください

以下の情報は1月5日時点のものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容が変更または中止となる場合があります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

## 特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業者税が3月15日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(木)です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、今年の申告には、ぜひ、郵送やインターネットをご利用ください。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



税に関する絵ハガキコンクール

### 住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月28日**に発送します。ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、ぜひ、**郵送での申告にご協力ください**。なお、直接提出する場合は下記をご覧ください。

### 申告受け付けの事前予約制を導入しました

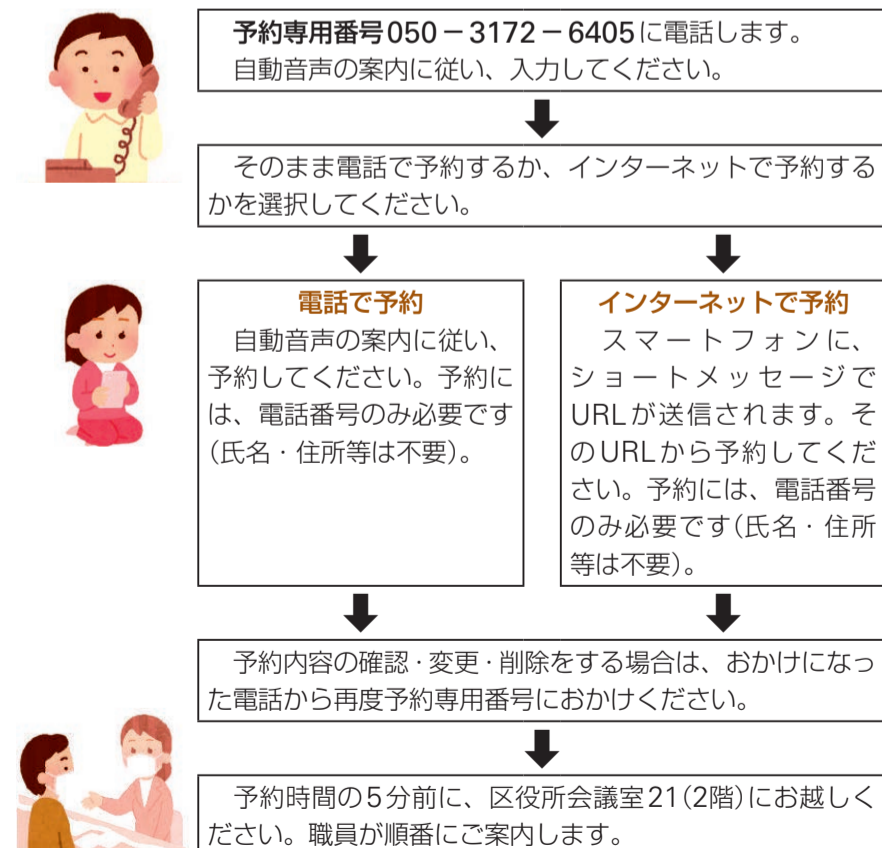
会場内での混雑を避け、申告会場での待ち時間の短縮および新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度の申告より、2面に記載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)での申告受け付けは事前予約制とします。

希望する方は、希望日の前日までに日時を予約したうえで、申告会場の区役所会議室21(2階)にお越しください。

### ◆申告受け付け期間／予約開始日

2月16日(水)～3月15日(火)／2月1日(火)

### ◆予約～当日の受け付けの方法



住民税の申告についての詳細は2面へ

### 所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひ、**ご自宅からのe-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

### ◆申告書の作成～提出の方法

#### ①申告書を作成します。

国税庁のホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」へ接続確定申告  
で検索または  
スマートフォン等で右の  
コードを読み取り接続

- ▶画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力
- ▶自宅からマイナンバーカードとスマートフォンでe-Tax

#### ②申告書を提出します。

##### ●e-Taxで送信して提出

### マイナンバーカード方式

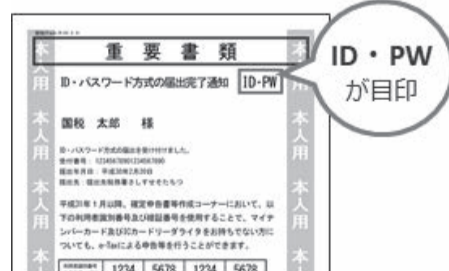
ICカードリーダライタがなくても、パソコンの画面に表示されたQRコードをスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます。

●「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。



発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。

●ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

#### ●印刷して郵送で提出する場合

**【送付先】**東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ

区公式SNS等

フェイスブック



ツイッター



インスタグラム



ユーチューブ



☎ = 電話 FAX = ファクス ㊚ = Eメール

🌐 = ホームページアドレス



住民税の申告対象者・期間・場所など

**【申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与や公的年金収入のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある方 \*所得税の確定申告をする方は、住民税の申告は不要 ▶前年中に収入がなかった方 \*申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 \*被扶養者は原則申告不要(申告が必要な場合もあり)  
▶区内に事務所または事業所を所有している墨田区に住民登録がない方

**【申告に必要なもの】**▶申告書 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類(医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)  
▶本人確認書類(マイナンバーカード等)

●住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力することで、住民税の申告書の作成や、住民税額や所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区ホームページから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税申告書は、印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。



**【送付先】**〒130-8648 税務課課税係

●申告の際の注意事項

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の添付の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみでの添付では控除の適用ができません)。「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載します。明細書の様式は区ホームページから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付することで、明細書の記入が省略できます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方が、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで住民税から寄附金税額控除の適用が受けられます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例を申請していても控除の適用は受けられません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。

■申告期間・申告場所

申告期間	申告場所
2月16日(水)~3月15日(火)の午前8時半~午後5時	区役所会議室21(2階) *予約制(予約方法は1面参照) *申告の相談等は税務課(区役所2階)で実施
2月28日(月)~3月4日(金)の午前8時半~午後5時 *正午~午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7) *出張所は予約不要

- ① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ② 給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
- ③ 住民税申告書は、対象と思われる方に1月28日に発送します。
- ④ 本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

令和4年度から適用される住民税の主な改正点

●住宅ローン控除の適用期限の延長

消費税率10%の住宅を取得した場合に住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例の入居期限が、令和4年12月31日まで延長になりました。また、上記に該当する場合で床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1000万円以下である場合に限り、住宅ローンの適用を受けることができるようになりました。

入居した日	平成21年1月1日~令和元年9月30日	令和元年10月1日~2年12月31日	令和3年1月1日~4年12月31日
控除期間	10年	13年(注1)	13年(注1注2)

- 注1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%の場合に限りです。
- 注2 注文住宅は令和2年10月1日~3年9月30日の間に、分譲住宅等は令和2年12月1日~3年11月30日の間に契約する必要があります。

●セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限を5年延長しました。

- \* 令和4年分以後の所得税(令和5年度以後の住民税)について適用
- \* 現行のセルフメディケーション税制については、厚生労働省のホームページを参照



●退職所得課税の適正化

役員等(注3)以外の方で、勤続年数5年以下の方は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の1/2の額が課税の対象でしたが、令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、1/2の額ではなく、全額が課税対象となりました。

- 注3 法人税法上の法人役員、国会・地方議員および国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象です。

キャッシュレス納付をご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、外出せずに納付できるキャッシュレス納付をぜひ、ご利用ください(右表参照)。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により収納できる上限金額が異なりますので、詳細は、各ホームページをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法等の詳細
住民税 軽自動車税種別割	口座振替(住民税のみ) クレジットカード納付 スマートフォン決済アプリ(auPAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ)	税務課税務係 ☎5608-6133	区ホームページ 
所得税 消費税	振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) クレジットカード納付 ダイレクト納付 インターネットバンキング納付	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営部門 ☎3614-5231	国税庁のホームページ 
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人都民税・法人事業税ほか	口座振替 クレジットカード納付 スマートフォン決済アプリ(au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ) ページー eLTAX 電子納税 * 税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局のホームページ 

## 所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

**【所得税確定申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある方 ▶給与の収入金額が200万円を超える方 ▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある方 ▶2か所以上から給与の支払いを受けている方 ▶公的年金等の収入金額の合計が400万円を超える方で、申告納税額がある方 など

**【贈与税の申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方▶父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても期限までに申告書の提出が必要) など

**【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】** 次のいずれかに該当する方▶基準期間(令和元年度)の課税売上高が1000万円を超える方 ▶基準期間(令和元年度)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方 ▶特定期間(令和2年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)

### 確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶年の途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

### ■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(水)～3月15日(火)	3月15日(火)	4月21日(木)
贈与税	2月1日(火)～3月15日(火)		
個人事業者の消費税	3月31日(木)まで	3月31日(木)	4月26日(火)



### ■税理士による無料申告相談“申告書を作成できます”

#### 小規模納税者・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。令和3年分は、混雑回避のため、電話またはオンラインでの事前申込みを受け付けます。一部、当日入場整理券の配付を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	事前申込専用番号	事前申込サイト
1月31日(月)～2月4日(金) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ女性センター (押上2-12-7-111) *車・自転車での来場不可	本所税務署管内 ☎0570-007683	本所税務署 向島税務署
2月1日(火)～10日(木) *土・日曜日を除く 【受け付け】午前8時半～午後3時半 【相談】午前9時半～	向島税務署 (東向島2-7-14)	向島税務署管内 ☎0570-007684	向島税務署

- ①事前申込専用番号以外(税務署および地方団体等)での電話申込みは受け付けていません。
- ②電話は混み合う可能性がありますので、なるべくオンラインによる事前申込みをご利用ください。
- ③会場には待合室がありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。
- ④申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター(1面参照)へ郵送で、ご提出ください。

### ■申告書作成会場の設置場所・設置期間等

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、無料通話アプリ「LINE」による事前発行で入手することが可能です。入場整理券の配付状況に応じて、当日受け付けを早く締め切る場合がありますのでぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。

設置期間	設置場所	時間
2月1日(火)～3月15日(火) *土・日曜日、祝日を除く	本所税務署(業平1-7-2)	【受け付け】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～
2月14日(月)～3月15日(火) *土・日曜日、祝日を除く	向島税務署(東向島2-7-14)	
2月20日(日)・27日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所税務署・向島税務署では、執務を行っていません	

#### オンラインで事前発行

無料通話アプリ「LINE」で国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

### 納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

#### 【キャッシュレス納付】納付書不要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

#### ▶ダイレクト納付



#### ▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)



#### ▶インターネットバンキング納付



#### ▶クレジットカード納付



#### 【QRコード納付】

- QRコードを作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付
- \*ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ・ファミリーマートで利用可能
- \*納付できる金額は、30万円以下
- ①「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 【窓口で現金納付】

金融機関または税務署(税務署での納付は午前9時～午後4時)でお願いします

#### 【還付金の受け取り】

ご指定の金融機関への振り込みまたは郵便窓口での受け取り

## 確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。



**自動車税種別割・軽自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割**

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず名義変更等の手続きをしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、令和4年4月1日までに廃車の手続きをしないと、令和4年度分の税金が1年分課税されます。手続場所については、右表をご覧ください。

\*令和元年10月1日～3年12月31日に取得した自家用乗用車は、自動車・軽自動車の取得時にかかる自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率が1%軽減

**■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所**

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1)テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

☎自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等は、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)です。

**個人事業税の申告**

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対してかかる都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告の必要はありません。該当業種や税額の計算など、個人事業税に関しては、所管都税事務所まで、お問い合わせください。

**【問合せ】** 台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1683 \*所管区域は台東区・墨田区・葛飾区

**小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者**

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
<b>【墨田区長賞】</b> 小林夏帆(緑小)	<b>【墨田区長賞】</b> 藤原知花(押上小)
<b>【本所税務署長賞】</b> 大澤壮文(外手小)	<b>【向島税務署長賞】</b> 森本香凛(八広小)
<b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 小長井 凜(二葉小)	<b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 須摩暁乃(立花吾嬬の森小)
<b>【墨田区教育委員会賞】</b> 大崎崎 莉奈(両国小)	<b>【墨田区教育委員会賞】</b> 堀越陽咲(東吾嬬小)
<b>【石川画伯特別賞】</b> 岡田莉那(中和小)	<b>【石川画伯特別賞】</b> 高橋 聖(第三吾嬬小)
<b>【本所法人会長賞】</b> 横尾 玲(横川小)	<b>【向島法人会長賞】</b> 佐伯紀仁(東吾嬬小)
<b>【女性部会長賞】</b> 高橋梨奈(業平小)	<b>【女性部会長賞】</b> 高山晴人(第三吾嬬小)
<b>【入選】</b> 谷崎桜子(小梅小)、田畑文都(言問小)、宮坂明里(両国小)、小山楓果(錦糸小)、高倉 唯(横川小)、前田美音(菊川小)、新部 るち香(柳島小)、松村 純之介(外手小)、太田真弥(二葉小)、稲村冬花(業平小)	<b>【入選】</b> 布川心晴(第四吾嬬小)、高木 志帆子(第二寺島小)、郡 誠士郎(第二寺島小)、内田果那(第三寺島小)、小林 進之助(梅若小)、山ノ内 梨澄(八広小)、伊藤奏多(隅田小)、森 春花(立花吾嬬の森小)、福田ゆい(中川小)、澁谷瑤乙(曳舟小)



**中学生の「税についての作文」受賞者**

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
<b>【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 笹川 ほのか(堅川中)	<b>【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 富森夕月(吾嬬立花中)
<b>【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】</b> 井刈菜菜(両国中)、日高真緒(日大一中)	<b>【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】</b> 鴨飛田 彩花(桜堤中)
<b>【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】</b> 井口彩叶(錦糸中)、中村美涼(墨田中)	<b>【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】</b> 福富心月(吾嬬立花中)、吉金瑠里(桜堤中)
<b>【本所税務署長賞】</b> 永井あみ(安田学園中)、渡辺瑛太(都立両国高附属中)	<b>【向島税務署長賞】</b> 伊東美輝(吾嬬第二中)、山田結菜(寺島中)
<b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 上野小春(日大一中)	<b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 浅川粟童(寺島中)
<b>【墨田区長賞】</b> 門脇 駿(都立両国高附属中)	<b>【墨田区長賞】</b> 森田愛菜(寺島中)
<b>【東京税理士会本所支部長賞】</b> 古田知世(安田学園中)	<b>【東京税理士会向島支部長賞】</b> 塩川七海(文花中)
<b>【一般社団法人本所青色申告会理事長賞】</b> 清常宗篤(日大一中)	
<b>【公益社団法人本所法人会会長賞】</b> 井原 くるみ(本所中)	
<b>【本所間税会会長賞】</b> 岡川 恵理子(日大一中)	
<b>【東京小売酒販組合本所支部支部長賞】</b> 關 花音(安田学園中)	
<b>【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 大竹 樹(錦糸中)、奥住風音(安田学園中)、片岡勇人(安田学園中)、片原啓介(都立両国高附属中)、草尾日陽(安田学園中)、勾 汕月(堅川中)、斉藤 翼(両国中)、實藤志保(墨田中)、高橋隼也(安田学園中)、谷路葵乃(本所中)、田村侑楽(両国中)	<b>【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 及川菜月(吾嬬立花中)、大島 蔵之助(吾嬬第二中)、大石潤奈(文花中)、小橋 あやの(桜堤中)

**税についての問合せ先**

**■区税(住民税、軽自動車税種別割など)**

- 税務課(区役所2階)
- ▶納付方法(口座振替、スマートフォン決済アプリ)等 ☎5608-6133(税務係)
  - ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
  - ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
  - ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
  - ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)
- \*受け付けは午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

**■国税(所得税、贈与税、消費税など)**

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
  - ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231
- \*確定申告に関するご相談は、自動音声に従って「0」を選択  
\*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

**■都税(固定資産税、個人事業税など)**

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- \*個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人都民税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ  
\*受け付けは午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)